

山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行			修 正 案			備 考
第 I 編 総 則			第 I 編 総 則			伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合
第 5 章 緊急事態区分等に応じた防護措置			第 5 章 緊急事態区分等に応じた防護措置			
第 2 節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等			第 2 節 緊急事態区分ごとの原子力発電所の状態等			
緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）	緊急事態区分	事象区分	原子力発電所施設の状態等（EAL）	
警戒事態（Aレベル）	警戒事象	<p>(略)</p> <p>2 原子炉停止機能の異常のおそれ（AL11）【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき</p> <p>3 原子炉冷却材の漏えい（AL21）【3号機】 原子炉の運転中に伊方発電所原子炉施設保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき</p> <p>(略)</p> <p>5 <u>全交流電源喪失</u>のおそれ（AL25）【3号機】 <u>すべての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分間以上継続したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき</u></p> <p>(略)</p> <p>9 単一障壁の喪失または喪失<u>可能性</u>（AL42）【3号機】 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき</p> <p>10 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）【3号機】 原子炉制御室<u>その他の箇所</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき</p> <p>(略)</p>	警戒事態（Aレベル）	警戒事象	<p>(略)</p> <p>2 原子炉停止機能の異常<u>または異常</u>のおそれ（AL11）【3号機】 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき、<u>又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないとき、若しくは停止したことを確認することができないとき</u></p> <p>3 原子炉冷却材の漏えい（AL21）【3号機】 原子炉の運転中に伊方発電所原子炉施設保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき、<u>又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生したとき</u></p> <p>(略)</p> <p>5 <u>非常用交流高圧母線喪失または喪失のおそれ</u>（AL25）【3号機】 <u>非常用交流高圧母線が一となった場合において当該非常用交流高圧母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続したとき、全ての非常用交流高圧母線からの電気の供給が停止したとき、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき</u></p> <p>(略)</p> <p>9 単一障壁の喪失または喪失<u>のおそれ</u>（AL42）【3号機】 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき</p> <p>10 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ（AL51）【3号機】 原子炉制御室<u>及び原子炉制御室外操作盤室</u>からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき</p> <p>(略)</p>	

施設敷地緊急事態 (Bレベル)	<p>施設敷地緊急事態</p> <p>(略)</p> <p>4 火災、爆発等による放射線量の検出 (SE04) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、50 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量率を検出したとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>5 火災、爆発等による放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が5 <math>\mu</math>Sv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>(略)</p> <p>9 <u>全交流電源</u>の30分間以上喪失 (SE25) 【3号機】 <u>すべての交流</u>母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>15 2つの障壁の喪失または喪失<u>可能性</u> (SE42) 【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき</p> <p>(略)</p> <p>17 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51) 【3号機】 原子炉制御室の環境が悪化<u>し</u>、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉及びその付属施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき</p> <p>(略)</p>
-----------------	--

施設敷地緊急事態 (Bレベル)	<p>施設敷地緊急事態</p> <p>(略)</p> <p>4 火災、爆発等による<u>管理区域外での</u>放射線量の検出 (SE04) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、50 <math>\mu</math>Sv/h以上の放射線量率を検出したとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>5 火災、爆発等による<u>管理区域外での</u>放射性物質の放出 (SE05) 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が5 <math>\mu</math>Sv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則 (原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき 又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線又は放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>(略)</p> <p>9 <u>非常用交流高圧母線</u>の30分間以上喪失 (SE25) 【3号機】 <u>全ての非常用交流高圧</u>母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>15 2つの障壁の喪失または喪失<u>のおそれ</u> (SE42) 【3号機】 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき</p> <p>(略)</p> <p>17 原子炉制御室<u>他</u>の一部の機能喪失・警報喪失 (SE51) 【3号機】 原子炉制御室<u>及び原子炉制御室外操作盤室</u>の環境が悪化<u>することにより</u>原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する<u>原子炉施設</u>の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき</p> <p>(略)</p>
-----------------	--

伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合

<p>全面緊急事態（Cレベル）</p>	<p>全面緊急事態</p> <p>(略)</p> <p>4 火災、爆発等による異常な放射線量の検出（GE04）  火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h以上の放射線量率を検出したとき  又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>5 火災、爆発等による放射性物質の異常放出（GE05）  火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が500μSv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>(略)</p> <p>7 <u>原子炉停止の失敗または停止確認不能</u>（GE11）【3号機】  原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>制御棒の挿入</u>により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき</p> <p>(略)</p> <p>10 <u>全交流電源</u>の1時間以上喪失（GE25）【3号機】  <u>すべての交流</u>母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>17 2つの障壁喪失、<u>1つの障壁の喪失可能性</u>（GE42）【3号機】  燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき</p> <p>18 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失（GE51）【3号機】  原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は<u>原子炉施設</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失したとき</p> <p>(略)</p>	<p>全面緊急事態（Cレベル）</p> <p>全面緊急事態</p> <p>(略)</p> <p>4 火災、爆発等による<u>管理区域外での</u>異常な放射線量の検出（GE04）  火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h以上の放射線量率を検出したとき  又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>5 火災、爆発等による<u>管理区域外での</u>放射性物質の異常放出（GE05）  火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が500μSv/hの放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100倍以上の放射性物質を検出したとき又は、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき</p> <p>(略)</p> <p>7 <u>全ての原子炉停止操作の失敗</u>（GE11）【3号機】  原子炉の非常停止が必要な場合において、<u>全ての停止操作</u>により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき</p> <p>(略)</p> <p>10 <u>非常用交流高圧母線</u>の1時間以上喪失（GE25）【3号機】  <u>全ての非常用交流高圧</u>母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき</p> <p>(略)</p> <p>17 2つの障壁喪失<u>および</u>1つの障壁の喪失<u>または喪失のおそれ</u>（GE42）【3号機】  燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき</p> <p>18 原子炉制御室<u>他</u>の機能喪失・警報喪失（GE51）【3号機】  原子炉制御室<u>及び原子炉制御室外操作盤室</u>が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき、又は<u>原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽</u>に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置のすべての機能が喪失したとき</p> <p>(略)</p>	<p>伊方発電所原子力事業者防災業務計画との整合</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	

第6章 防災関係機関の業務の大綱

(略)

4 指定地方行政機関

機関の名称	業務の大綱
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との <u>連絡調整（災害時における医療の提供）</u> に関する事

(略)

中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関する事</li> <li>3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導に関する事</li> <li>4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関する事</li> </ol>
---------	---

(略)

福岡管区気象台 (下関地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害発生時における気象情報の発表及び伝達</li> <li>2 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供</li> <li>3 緊急時モニタリングへの支援</li> </ol>
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>災害時の電気通信の確保のための応急対策及び非常用通信の運用監督</u>に関する事</li> <li>2 <u>災害時に備えての電気通信施設（有線施設及び無線施設）整備のための調整並びに電波の監理</u>に関する事</li> <li>3 <u>非常通信協議会を通じての地方公共団体及び関係機関に対する非常通信の運用に関する指導及び協議</u>に関する事</li> <li>4 <u>通信機器の供給の確保</u>に関する事</li> <li>5 <u>災害対策用移動電源車の貸与</u>に関する事</li> </ol>

(略)

6 指定公共機関

機関の名称	業務の大綱
中国電力株式会社 (山口支社)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事</li> <li>2 被災施設、設備の応急復旧に関する事</li> <li>3 緊急時モニタリングへの協力に関する事</li> </ol>

第6章 防災関係機関の業務の大綱

(略)

4 指定地方行政機関

機関の名称	業務の大綱
中国四国厚生局	独立行政法人国立病院機構等関係機関との <u>情報共有</u> に関する事

(略)

中国経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>2 電気、ガスの供給の確保に必要な指導に関する事</li> <li>3 被災地域において必要とされる災害応急対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導<u>等</u>に関する事</li> <li>4 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置に関する事</li> </ol>
---------	---

(略)

福岡管区気象台 (下関地方気象台)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害発生時における気象情報の発表及び伝達<u>に関する事</u></li> <li>2 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供<u>に関する事</u></li> <li>3 緊急時モニタリングへの支援<u>に関する事</u></li> </ol>
中国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達</u>に関する事</li> <li>2 <u>電波の監理及び電気通信の確保</u>に関する事</li> <li>3 <u>災害時における非常通信の運用監督</u>に関する事</li> <li>4 <u>非常通信協議会の指導育成</u>に関する事</li> <li>5 <u>災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請</u>に関する事</li> </ol>

(略)

6 指定公共機関

機関の名称	業務の大綱
中国電力株式会社 (山口支社) <u>中国電力ネットワーク株式会社</u> <u>(山口ネットワークセンター)</u>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電力施設の防災対策、防災管理の実施及び災害時における電力の供給確保に関する事</li> <li>2 被災施設、設備の応急復旧に関する事</li> <li>3 緊急時モニタリングへの協力に関する事</li> </ol>

記載の適正化  
【現状の対応と整合】

記載の適正化  
【プッシュ型支援を反映】

記載の適正化  
【表現の統一】

記載の適正化  
【県地域防災計画の本編及び震災対策編との整合】

記載の適正化  
【分社に伴う追加】

(略)

独立行政法人  
国立病院機構  
(本部中国四国  
ブロック事務所)

- 1 災害時における国立病院機構の医療班（災害派遣医療チーム (DMAT) を含む) の派遣又は派遣準備に関する事
- 2 広域災害における国立病院機構からの医療班（災害派遣医療チーム (DMAT) を含む) の派遣に関する事
- 3 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事

(略)

独立行政法人  
国立病院機構  
(中国四国グルー  
プ)

- 1 災害時における国立病院機構の医療班（災害派遣医療チーム (DMAT) を含む) の派遣又は派遣準備に関する事
- 2 広域災害における国立病院機構からの医療班（災害派遣医療チーム (DMAT) を含む) の派遣に関する事
- 3 災害時における国立病院機構の被災情報収集、通報に関する事

記載の適正化  
【旧名称】



## 山口県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

現 行	修 正 案	備 考																																																																																																				
<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部の設置等の基準</p> <p>第3項 班の編成及び所掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 10%;">担当課</th> <th style="width: 70%;">部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合企画部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報通信</td> <td><u>情報企画課</u></td> <td>10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること 11 庁内情報システムの保安全管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害救助部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>薬務</td> <td>薬務課</td> <td>28 安定ヨウ素剤の確保・管理に関すること 29 医薬品、衛生器材の確保に関すること 30 血液の確保に関すること 31 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること <u>32 (新設)</u></td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td>長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課</td> <td><u>32</u> 当該課の災害対策関連事務の処理 <u>33</u> 部内の各班、他部の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文教対策部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td><u>(新設)</u> 人権教育課</td> <td>13 当該課の災害対策関連事務の処理 14 部内の各班、他部の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部	(略)	(略)	(略)	情報通信	<u>情報企画課</u>	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること 11 庁内情報システムの保安全管理に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	災害救助部	(略)	(略)	(略)	薬務	薬務課	28 安定ヨウ素剤の確保・管理に関すること 29 医薬品、衛生器材の確保に関すること 30 血液の確保に関すること 31 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること <u>32 (新設)</u>	協力班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	<u>32</u> 当該課の災害対策関連事務の処理 <u>33</u> 部内の各班、他部の応援に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	文教対策部	(略)	(略)	(略)	協力班	<u>(新設)</u> 人権教育課	13 当該課の災害対策関連事務の処理 14 部内の各班、他部の応援に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>第Ⅲ編 緊急事態応急対策</p> <p>第1章 活動体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部の設置等の基準</p> <p>第3項 班の編成及び所掌事務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">部</th> <th style="width: 10%;">班</th> <th style="width: 10%;">担当課</th> <th style="width: 70%;">部の所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合企画部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報通信</td> <td><u>デジタル政策課</u> <u>デジタル・ガバメント推進課</u></td> <td>10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること 11 庁内情報システムの保安全管理に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害救助部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>薬務</td> <td>薬務課</td> <td>28 安定ヨウ素剤の確保・管理に関すること 29 医薬品、衛生器材の確保に関すること 30 血液の確保に関すること 31 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること <u>32 関係団体等との連絡調整に関すること</u></td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td>長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課</td> <td><u>33</u> 当該課の災害対策関連事務の処理 <u>34</u> 部内の各班、他部の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">文教対策部</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>協力班</td> <td><u>地域連携教育推進室</u> 人権教育課</td> <td>13 当該課・<u>室</u>の災害対策関連事務の処理 14 部内の各班、他部の応援に関すること</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	担当課	部の所掌事務	(略)	(略)	(略)	(略)	総合企画部	(略)	(略)	(略)	情報通信	<u>デジタル政策課</u> <u>デジタル・ガバメント推進課</u>	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること 11 庁内情報システムの保安全管理に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	災害救助部	(略)	(略)	(略)	薬務	薬務課	28 安定ヨウ素剤の確保・管理に関すること 29 医薬品、衛生器材の確保に関すること 30 血液の確保に関すること 31 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること <u>32 関係団体等との連絡調整に関すること</u>	協力班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	<u>33</u> 当該課の災害対策関連事務の処理 <u>34</u> 部内の各班、他部の応援に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	文教対策部	(略)	(略)	(略)	協力班	<u>地域連携教育推進室</u> 人権教育課	13 当該課・ <u>室</u> の災害対策関連事務の処理 14 部内の各班、他部の応援に関すること	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>記載の適正化 【組織改編を反映】</p> <p>記載の適正化 【災害薬事コーディネーター等の体制整備を図った為】</p> <p>記載の適正化 【組織改編を反映】</p>
部	班	担当課	部の所掌事務																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
総合企画部	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
	情報通信	<u>情報企画課</u>	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること 11 庁内情報システムの保安全管理に関すること																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
災害救助部	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
	薬務	薬務課	28 安定ヨウ素剤の確保・管理に関すること 29 医薬品、衛生器材の確保に関すること 30 血液の確保に関すること 31 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること <u>32 (新設)</u>																																																																																																			
	協力班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	<u>32</u> 当該課の災害対策関連事務の処理 <u>33</u> 部内の各班、他部の応援に関すること																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
文教対策部	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
	協力班	<u>(新設)</u> 人権教育課	13 当該課の災害対策関連事務の処理 14 部内の各班、他部の応援に関すること																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
部	班	担当課	部の所掌事務																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
総合企画部	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
	情報通信	<u>デジタル政策課</u> <u>デジタル・ガバメント推進課</u>	10 やまぐち情報スーパーネットワークの管理運用に関すること 11 庁内情報システムの保安全管理に関すること																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
災害救助部	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
	薬務	薬務課	28 安定ヨウ素剤の確保・管理に関すること 29 医薬品、衛生器材の確保に関すること 30 血液の確保に関すること 31 毒物、劇物の保安、応急対策に関すること <u>32 関係団体等との連絡調整に関すること</u>																																																																																																			
	協力班	長寿社会課 こども政策課 こども家庭課 障害者支援課	<u>33</u> 当該課の災害対策関連事務の処理 <u>34</u> 部内の各班、他部の応援に関すること																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
文教対策部	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
	協力班	<u>地域連携教育推進室</u> 人権教育課	13 当該課・ <u>室</u> の災害対策関連事務の処理 14 部内の各班、他部の応援に関すること																																																																																																			
	(略)	(略)	(略)																																																																																																			
(略)	(略)	(略)	(略)																																																																																																			

<p>(略)</p> <p><b>第6節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</b></p> <p>県は、<del>住民の避難が完了した段階において、</del>国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携して、被災者の生活支援対策等を推進するものとする。</p> <p><b>第2章 災害情報の収集・伝達</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡</b></p> <p><b>第2項 警戒事態発生後の被害情報等の連絡</b></p> <p>1 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会）、県等に、警戒事態発生後の施設の状況、応急対策活動の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。</p> <p>2 県は、関係周辺市町、関係機関に、原子力事業者及び国から連絡を受けた事項等を随時連絡するものとする。</p> <p><b>3 （新設）</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡</b></p> <p><b>第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</b></p> <p>1 原子力防災管理者 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、国、県等に、文書により通報し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。</p> <p>2 県 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡するものとする。</p> <p>3 国 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報について、県及び県警察本部等に連絡するものとする。 また、原子力<b>保安</b>検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡するものとする。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国、県等に連絡するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p><b>第6節 原子力災害被災者生活支援チームとの連携</b></p> <p>県は、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携して、被災者の生活支援対策等を推進するものとする。</p> <p><b>第2章 災害情報の収集・伝達</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 警戒事態（Aレベル）発生時の情報連絡</b></p> <p><b>第2項 警戒事態発生後の被害情報等の連絡</b></p> <p>1 原子力事業者は、国（内閣府、原子力規制委員会）、県等に、警戒事態発生後の施設の状況、応急対策活動の状況及び被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。</p> <p>2 県は、関係周辺市町、関係機関に、原子力事業者及び国から連絡を受けた事項等を随時連絡するものとする。</p> <p><b>3 <u>県や関係周辺市町等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、次の事項について、要請内容の判断のため県や関係周辺市町等より事前の状況把握等を行う。</u></b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針</u></li> <li><u>・避難ルート、避難先の概要</u></li> <li><u>・移動手段の確保見込み</u></li> <li><u>・その他必要な事項</u></li> </ul> <p>(略)</p> <p><b>第3節 施設敷地緊急事態（Bレベル）発生時の情報連絡</b></p> <p><b>第1項 施設敷地緊急事態発生情報の連絡</b></p> <p>1 原子力防災管理者 原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態の発生又は発見の通報を受けた場合は、直ちに、国、県等に、文書により通報し、さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認するものとする。</p> <p>2 県 県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた場合は、直ちに、関係周辺市町、関係消防本部、県警察本部（警備課）、陸上自衛隊第17普通科連隊、徳山海上保安部、下関地方気象台に連絡するものとする。</p> <p>3 国 国（原子力規制委員会）は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等の事故情報について、県及び県警察本部等に連絡するものとする。 また、原子力<b>運転</b>検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、その結果について速やかに原子力防災専門官に連絡するものと</p>	<p>防災基本計画の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の改正に伴う修正</p> <p>記載の適正化【組織改編を反映】</p>
--	--	--



**第2項 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡**

- 1 原子力事業者は、国、県等に、施設の状況、応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。  
さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。
- 2 国は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、県、関係周辺市町、現地事故対策連絡会議等との間の連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県等に、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するものとする。
- 3 県は、関係周辺市町、関係機関に、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- 4 県、関係周辺市町、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

5 (新設)

6 (新設)

(略)

**第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡**

**第3項 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡**

- 1 原子力緊急事態宣言発出後は、国の現地対策本部、県・市町災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターの機能班に、それぞれ職員を配置することにより、施設の状況、モニタリングの状況、被ばく医療の状況、住民避難等の状況等の情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

2 (新設)

3 (新設)

する。原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、国、県等に連絡するものとする。

**第2項 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡**

- 1 原子力事業者は、国、県等に、施設の状況、応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡するものとする。  
さらに、国の関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。
- 2 国は、原子力防災専門官に対し、現地における情報の収集、原子力事業者、県、関係周辺市町、現地事故対策連絡会議等との間の連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるとともに、県等に、原子力事業者から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するものとする。
- 3 県は、関係周辺市町、関係機関に、原子力事業者及び国から通報連絡を受けた事項、各々が行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- 4 県、関係周辺市町、関係機関、原子力事業者等は、国の関係省庁事故対策連絡会議、現地事故対策連絡会議との連携を密にするものとする。

5 施設敷地緊急事態における防護措置実施の要請後においても、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と県や関係周辺市町等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県や関係周辺市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

6 県や関係周辺市町等が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は、次の事項について、指示内容の判断のために県や関係周辺市町等より事前の状況把握等を行う。

- ・UPZ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

(略)

**第4節 全面緊急事態（Cレベル）発生時の情報連絡**

**第3項 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡**

- 1 原子力緊急事態宣言発出後は、国の現地対策本部、県・市町災害対策本部、関係機関、原子力事業者等は、オフサイトセンターの機能班に、それぞれ職員を配置することにより、施設の状況、モニタリングの状況、被ばく医療の状況、住民避難等の状況等の情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

2 UPZ内における屋内退避の防護措置実施の指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、関係周辺市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

3 放射性物質等が放出され、県や関係周辺市町等が、UPZ内において避難及び一時移転を実施するに当たり、原子力災害合同対策協議会等は、次の事項について、指示内容の判断のため県や関係周辺市町等より事前の状況把握等を行う。

- ・UPZ内の避難及び一時移転の対象区域・対象者の数並びに避難及び一時移転の方針
- ・避難ルート、避難先の概要
- ・移動手段の確保見込み
- ・その他必要な事項

また、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、国と県、関係周辺市町等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

防災基本計画の改正に伴う修正

防災基本計画の改正に伴う修正

2 各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

3 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、市町、関係機関、原子力事業者等との連絡調整等を引き続き行うものとする。

(略)

## 第4章 緊急時モニタリングの実施

### 第2節 緊急時モニタリングの実施方法

#### 第1項 警戒事態（Aレベル）発生時のモニタリング

1 目的  
警戒事態の情報及び気象情報の収集並びに平常時モニタリングの強化等を行い、効果的な防災対策を行うための資料を得ることを目的とする。

2 測定項目  
(1) 空間放射線量率  
(2) 大気中の放射性ヨウ素濃度  
(3) 大気浮遊じん中の放射性物質濃度

3 測定、採取の地点  
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）内

#### 第2項 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時のモニタリング

1 初期モニタリング  
(1) 目的  
住民避難、一時移転や安定ヨウ素剤の服用等、OILに照らし合わせて防護措置を実施する際の判断に用いることを目的とする。

(2) 測定項目  
ア 空間放射線量率  
イ 大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度  
ウ 大気浮遊じん中の放射性物質濃度  
エ 環境試料（土壌、飲料水等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度（全面緊急事態から）

(3) 測定、採取の地点  
UPZ（緊急時防護措置を準備する区域）を主体とした地域で、緊急時モニタリング本部長が適当と認める地域

2 中期モニタリング  
(1) 目的  
放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いることを目的とする。

(2) 測定項目  
ア 空間放射線量率  
イ 積算線量  
ウ 大気中の放射性物質（放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の濃度  
エ 大気浮遊じん中の放射性物質濃度

4 各機関は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、各々が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

5 原子力防災専門官は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集を行うとともに、県、市町、関係機関、原子力事業者等との連絡調整等を引き続き行うものとする。

(略)

## 第4章 緊急時モニタリングの実施

### 第2節 緊急時モニタリングの実施方法

#### 第1項 警戒事態（Aレベル）発生時のモニタリング

1 目的  
警戒事態の情報及び気象情報の収集並びに平常時モニタリングの強化等を行い、効果的な防災対策を行うための資料を得ることを目的とする。

2 測定項目  
(1) 空間放射線量率  
(2) 大気中の放射性ヨウ素濃度  
(3) 大気浮遊じん中の放射性物質濃度

3 測定、採取の地点  
UPZ（緊急防護措置を準備する区域）内

#### 第2項 施設敷地緊急事態・全面緊急事態（B・Cレベル）発生時のモニタリング

1 初期モニタリング  
(1) 目的  
住民避難、一時移転や安定ヨウ素剤の服用等、OILに照らし合わせて防護措置を実施する際の判断に用いることを目的とする。

(2) 測定項目  
ア 空間放射線量率  
イ 大気中の放射性ヨウ素等の濃度  
ウ 大気浮遊じん中の放射性物質濃度  
エ 環境試料（土壌、飲料水等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度（全面緊急事態から）

(3) 測定、採取の地点  
UPZ（緊急防護措置を準備する区域）を主体とした地域で、緊急時モニタリング本部長が適当と認める地域

2 中期モニタリング  
(1) 目的  
放射性物質又は放射線の周辺環境に対する全般的影響の評価・確認、人体への被ばく評価、各種防護措置の実施・解除の判断、風評対策等に用いることを目的とする。

(2) 測定項目  
ア 空間放射線量率  
イ 積算線量

記載の適正化

【原子力災害対策指針との整合】

<p>オ 環境試料（土壌、飲料水等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度</p> <p>(3) 測定、採取の地点 初期モニタリングの地域のほか、緊急時モニタリング本部長が適当と認める地域</p> <p>(略)</p> <p><b>第5章 住民避難等の実施</b></p> <p><b>第2節 避難所の設置</b></p> <p>応急対策実施市町は、避難や一時移転が必要になった場合は、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民等に周知するものとする。</p> <p>応急対策実施市町は、避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に配慮するなど、県と連携して、避難所における生活環境が良好なものとなるよう努めるものとする。</p> <p>特に、要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供には十分配慮するものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援するものとする。</p> <p><b>第3節 避難等の実施</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5項 (新設)</b></p> <p>(略)</p>	<p>ウ 大気中の放射性ヨウ素等の濃度 エ 大気浮遊じん中の放射性物質濃度 オ 環境試料（土壌、飲料水等）中の放射性物質（放射性ヨウ素、放射性セシウム等）の濃度</p> <p>(3) 測定、採取の地点 初期モニタリングの地域のほか、緊急時モニタリング本部長が適当と認める地域</p> <p>(略)</p> <p><b>第5章 住民避難等の実施</b></p> <p><b>第2節 避難所の設置</b></p> <p>応急対策実施市町は、避難や一時移転が必要になった場合は、直ちに避難所を開設し、設置場所等を速やかに住民等に周知するものとする。</p> <p>応急対策実施市町は、避難所の運営に当たっては、照明、換気等の生活環境や情報伝達、さらには、避難が長期化する場合のプライバシーの保護、男女のニーズの違い等<u>多様な主体</u>の視点に配慮するなど、県と連携して、避難所における生活環境が良好なものとなるよう努めるものとする。</p> <p>特に、要配慮者の生活環境の確保や健康状態の把握、情報提供には十分配慮するものとする。</p> <p>県は、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設することを支援するものとする。</p> <p><b>第3節 避難等の実施</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第5項 感染症の流行下における避難等の留意点</b></p> <p><u>感染症の流行下における住民避難等の措置については、被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先として、感染者や感染の疑いのある者を含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で実施するものとする。</u></p> <p><u>具体的には、避難等を行う場合は、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染症対策を実施するものとする。</u></p> <p><u>1 UPZ内の自宅や親戚宅で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則として換気を行わないものとする。</u></p> <p><u>2 指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避するとともに、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。これが困難な場合には、あらかじめ準備をしているUPZ外の避難先へ避難するものとする。</u></p> <p><u>3 避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難船舶等における濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分離するように努めるものとする。また、全面緊急事態発生後に避難又は一時移転の指示が出されている区域内の一次集結所や一時移転を行う場合の避難船舶等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、扉や窓の開放等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、換気を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>【第5次男女共同参画基本計画等との整合】</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置のガイドライン」 (内閣府作成) を踏まえた防護措置の考え方の追加</p>
--	--	---

<p><b>第7章 緊急被ばく医療の実施</b></p> <p><b>第3節 安定ヨウ素剤の<b>予防</b>服用</b></p> <p>県は、安定ヨウ素剤の<b>予防</b>服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害対策指針等を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、直ちに服用対象者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、市町に対して服用すべき時期及び服用の方法の指示を行うとともに、医師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>その際、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行うものとする。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。</p> <p>また、原則40歳未満の方を配布対象とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。</p> <p>さらに、男女を問わず40歳以上であっても、希望者には配布するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8章 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p><b>第1節 防災業務関係者の被ばく管理・安全管理</b></p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合は、現場指揮者と連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(略)</p> <p><b>第7章 緊急被ばく医療の実施</b></p> <p><b>第3節 安定ヨウ素剤の服用</b></p> <p>県は、安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、原子力災害対策指針等を踏まえ、国が決定した方針に従い、又は独自の判断により、直ちに服用対象者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、市町に対して服用すべき時期及び服用の方法の指示を行うとともに、医師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>その際、時間的制約等のため医師が関与できない場合には、薬剤師の協力を求めるなど状況に応じて適切な方法により配布及び服用を行うものとする。</p> <p>なお、安定ヨウ素剤の服用を優先すべき対象者は、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む。）とする。</p> <p>また、原則40歳未満の方を配布対象とするが、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び妊娠・出産を希望する女性は対象とする。</p> <p>さらに、男女を問わず40歳以上であっても、希望者には配布するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第8章 防災業務関係者の安全確保</b></p> <p><b>第1節 防災業務関係者の被ばく管理・安全管理</b></p> <p>県は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合は、現場指揮者と連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。</p> <p>また、二次災害発生の防止に万全を期するため、防災業務関係者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。</p> <p><u>なお、感染症の流行下においては、防災業務関係者自身の健康管理に十分配慮するとともに、防災業務関係者は、個人用防護具を装着する、手指消毒を徹底するなど、感染症対策に十分配慮するとともに、不特定多数の者が触れる箇所や共用品は、定期的に消毒を実施するものとする。</u></p>	<p>記載の適正化</p> <p>【原子力災害対策指針との整合】</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置のガイドライン」(内閣府作成)を踏まえた防護措置の考え方の追加</p>
--	---	--